

# 2018年版 包括外部監査の通信簿 結果発表

全国市民オンブズマン連絡会議  
包括外部監査評価班  
代表 弁護士 光成 卓明

## 1. 「通信簿」の目的

(1) 平成11年度の地方自治法改正により、中核市以上の自治体に、弁護士や公認会計士など「外部監査人」による「包括外部監査」が義務づけられた。この外部監査人が市民のための自治体の「お目付役」となるのか、それとも従前の監査委員の「屋上屋」や「税の無駄遣い」になってしまうのかは、それを見る市民自身の「監査」の力によるものである。全国の自治体の財政をはじめとする行政の刷新と改善にどれだけ役立つのかを注目し、平成11年度以来、包括外部監査の報告について市民オンブズマンによる通信簿を作成した。

(2) さらに、全国の包括外部監査実施自治体の監査報告の活用度を調査した。具体的には平成25年度の監査報告書の結果(指摘事項・意見)について当該自治体がどのように措置をしたかを評価する通信簿も作成した。監査委員らに通知している措置の公表されたものを中心に①措置の速さ、②逐一の指摘事項や意見への対応措置の記載の明確性、③市民に対する説明責任を果たしている程度について評価した。これにより自治体が包括外部監査をどう活用したかが判る通信簿となった。

## 2. 「包括外部監査評価班」について

全国市民オンブズマン連絡会議に加盟する各市民オンブズマンのメンバー有志17名。弁護士・公認会計士・税理士・元大学教員・市民オンブズマン活動家らで構成している。

## 3. 評価対象

(1) 平成29年度包括外部監査実施全自治体 122自治体(47都道府県、20政令市、49中核市、6条例制定自治体)の全監査報告書 124テーマ

(2) 平成27年の包括外部監査実施自治体(119自治体)の監査報告書(125テーマ)に対する実施自治体(行政当局)の措置通知等(原則として平成30年6月1日までに我々に提出されたもの)の対応状況

## 4. 評価の手順と基準

### (1) 包括外部監査報告書

包括外部監査は地方公共団体の事務の①真実性、②適法性、③有効性、④効率性、⑤経済性の調査と充実度の観点から監査することになっている。それら監査報告書を、相対比較、対象の難易度を含め、批判的に評価し、かつ各監査報告書を複数人が確認し、評価の客観化に努めた。そして、共通の対象テーマごとに相対比較も行った。

- |   |
|---|
| <p>① 対象の選定は適切で監査結果は活用度があるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 具体的な目的根拠があって対象が選定されているか。</li> <li>ii 監査テーマと結果は自治体が採用する有効性を持っているか。</li> <li>iii 行政の改善の方向が具体化されているか。</li> </ul> <p>② 監査が充実し、評価が適切であるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 新しい問題意識・発見があるか。</li> <li>ii 事実及び実態が正しく把握されているか。</li> <li>iii 適法性の監査について充実・適切であるか。</li> <li>iv 3E監査について具体的な対象への適用とチェックがあるか。</li> <li>v テーマの数だけでなく質の高さがあるか。</li> <li>vi 行政結果の追認に終わっていないか。</li> </ul> <p>③ 報告書・意見書は判りやすいか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 市民が読んで判る記述になっているか。</li> <li>ii 問題点や意見要点が明確に指摘されているか。</li> <li>iii 専門用語などは解説・注釈があるか。</li> </ul> |
|---|

全監査報告書を検討の結果、有用性の高いものに「活用賞」、さらに特に優れたものに「優秀賞」、そしてその中の最優秀監査報告書に「オンブズマン大賞」を贈り、逆に欠点が目立ち是非改善してほしい監査には「改善要望」を出すことにした。

### (2) 自治体の措置対応

包括外部監査報告書の結果について、自治体(行政当局)がどのような措置をとり、市民に公表しているかについて①措置通知公表の速さ、②逐一の指摘事項や改善のための意見について対応措置の内容の明確性、③市民に対する説明責任を果たしているかの3点に注目し、各①～③につき個別評価した上で、②③をより重視して、総合評価として、

- A…「良」
- B…「普通(さらに改善は望まれるが)」
- C…「改善を要する」
- D…「悪く、抜本的に改善を要する」
- E…「ゼロ評価 最悪で失格」

の5段階評価をした。

ちなみに、①公表の速さは、報告書提出期限(平成28年3月31日)から、一部でも平成28年9月30日まで(半年内)に公表しているものをA、平成29年3月31日まで(1年以内)をB、平成30年3月31日(2年以内)をC、平成29年4月1日以降(2年超)をDとした。平成30年6月1日現在確認できないものはおよそ評価も不可能なほど悪いものと考え、Eのランク付を行った。(ただし、本来Eランクとなるところ、6月以降でも措置公表があることが判れば配慮し、Dランクにした。)

次に②記載の明確性は、報告書提出期限(平成28年3月31日)から、2年以上を経て指摘事項、意見の全てに措置・対応がとられているものをA、指摘事項はもれなく意見はほぼ半分以上について措置対応が書かれているものをB、指摘事項に漏れ、意見の多くについて書かれていないものをC、指摘事項の半数以上が漏れているものをD、最終的に措置公表のないものはEとした。

さらに、③説明責任は内容が市民に分かるよう詳しく書いているものをA、改善はされるべきだが相当の説明をしているものをB、説明不十分のものをC、およそ説明になっていないものをDとし、最終的に措置公表や説明の全くないものはEとした。

上記①②③の評価は、その自治体が外部監査を活用し市民に対する説明責任を果たすという価値付けでは重さが異なり、①より②は2倍、さらに③は②の3倍の価値があるとして総合評価をすることにして、A～Eの評価をした。

## 5. 評価結果

### (1) 包括外部監査報告書の評価結果

① 平成29年度の各自治体の包括外部監査テーマ及びその評価は別紙一覧のとおりである。

優秀賞3自治体3テーマ、活用賞20自治体20テーマであり、一方、改善要望12自治体12テーマであった。なお、例年、優秀賞の中でも最も優れた報告書に対し「オンブズマン大賞」を授与しているが、今年は抜きん出た報告書が見出し難く、選出はなかった。2018年9月1日・2日に新潟ユニゾンプラザで行う「第25回全国市民オンブズマン新潟大会」にて授賞式を行う。

② 「オンブズマン功労賞」について

3年間同じ監査人が続けて優秀賞又は活用賞を受賞された場合にはオンブズマン功労賞を贈っている。平成27年度から29年度までの3年間続けて活用賞を受賞された監査人がいなかったため、今年度はオンブズマン功労賞の受賞者はいない。

### (2) 自治体の措置対応の評価結果

各自治体の平成27年度包括外部監査への措置対応に対するA～E評価は別紙「包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表」のとおりである。

総合評価の結果、Aランクになったのは、青森県、秋田県、埼玉県、東京都、石川県、岐阜県、大阪府、山口県、徳島県、愛媛県、札幌市、さいたま市、相模原市、浜松市、盛岡市、前橋市、川崎市、越谷市、豊田市、大津市、豊中市、八尾市、松山市、久留米市、大分市、那覇市、東京都町田市、岐阜県羽島市の28自治体である。

過年の通信簿では先進的に措置対応が優れたものに「措置模範賞」や外部監査への措置が同年内で最高(第一位)とみられたものには「オンブズマン大賞」ないし「措置模範大賞」を贈った。本年度は、全体として水準は上がっているものの、これらに該当する自治体はなかった。

一方、今年から措置が形ばかりで内容が乏しいのは首長の政治責任を伴うとして、2年にわたりD、E評価のものについては、首長自身に対しイエローカード、3年にわたるものはレッドカードを宣することとした。そこで、評価班は3年連続で総合D以下の評価の18自治体(茨城県、千葉県、山梨県、鹿児島県、仙台市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、熊本市、郡山市、八王子市、富山市、姫路市、尼崎市、倉敷市、福山市、長崎市)と2年連続で総合D以下の評価の2自治体(金沢市、奈良市)の首長に対し、改善を求める要望書を送付した。

## 6 インターネットを用いた市民からの幅広い寄付で冊子が完成

当評価班はボランティアで運営されているが、班員の旅費や印刷代などは冊子販売費だけではまかなえず赤字が続いていたため、評価班の解散も検討された。状況を改善するため今回もイエローブック製作にあたりインターネットで支援金を求めるクラウドファンディング「READY FOR?」の協力を得て広く市民に支援を求めたところ、「READY FOR?」以外も含めて合計で111名、1,071,580円もの支援をいただくことができ、冊子発行が可能となった。感謝申し上げますとともに、寄付者氏名を巻末に掲載した。

## 7 冊子販売について

上記評価の詳細を記載し、全包括外部監査報告書を収録したDVDを付録に付けた冊子を5,000円(税込)で販売している。申し込みは全国市民オンブズマン連絡会議のウェブから可能である。<http://www.ombudsman.jp/> 外部監査人だけでなく、役所をチェックする議員や、市民オンブズマン、研究者、マスコミからも大好評を得ている。ぜひ購入して、他自治体でのチェック項目を自分が住む自治体のチェックに活用していただきたい。

# 平成29年度 包括外部監査テーマ 評価順一覧表

自治体名	包括外部監査のテーマ	評価
青森県	雇用確保のための労働力人口流出対策関連の施策及び事業の事務の執行について	優秀賞
埼玉県	情報システムに関する財務事務の執行及び事業の管理について	優秀賞
札幌市	教育委員会及び市立学校における財務事務の執行について	優秀賞
宮城県	補助金等の事務の執行について	活用賞
群馬県	生活文化スポーツ部が所管する公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について	活用賞
東京都	環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について	活用賞
岐阜県	水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理	活用賞
滋賀県	委託契約に関する財務事務の執行について	活用賞
京都府	地方三公社の現状と課題について	活用賞
島根県	各種施策の広報に関する財務事務の執行状況	活用賞
山口県	教育の振興に関する施策に係る財務事務の執行について	活用賞
千葉市	市税に係る事務の執行について	活用賞
川崎市	使用料及び手数料等の事務の執行について	活用賞
相模原市	相模原市の外郭団体に係る財務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について	活用賞
福岡市	住民サービス向上を目的として導入した情報システムに関する財務事務について	活用賞
柏市	一般会計及び特別会計における債権管理に関する財務に係る事務の執行について	活用賞
岐阜市	岐阜市の保育事業について	活用賞
尼崎市	委託契約に関する財務事務の執行について	活用賞
高知市	生活保護事務について	活用賞
佐世保	佐世保市の生活保護	活用賞
宮崎市	生活保護に関する事務の執行について	活用賞
東京都 大田区	小学校・中学校等に関する事務執行について	活用賞
東京都 江東区	防災・安全に関する財務事務の執行について	活用賞
北海道	施設使用料等を徴収する道民利用施設の管理運営について	—
岩手県	県税、使用料及び手数料の賦課・算定・徴収に係る財務事務の執行・管理について	—
秋田県	秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について	—
茨城県	保健福祉部の少子化対策関連事業及び高齢者福祉関連事業に係る財務事務の執行について	—
栃木県	公有財産の管理に係る財務事務の執行について	—
千葉県	県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金及び交付金の財務事務等の執行	—
神奈川県	県立学校の財務に関する事務の執行について	—
新潟県	公立大学法人新潟県立大学及び公立大学法人新潟県立看護大学に関する事務の執行及び管理について	—
福井県	教育委員会の財務に関する事務の執行について	—
山梨県	県単独補助金に関する事務の執行について	—
長野県	高齢者福祉施策について	—
静岡県	防災・減災等事業に関する財務事務の執行について	—
愛知県	防災事業に関する財務事務の執行について	—
三重県	道路事業に係る財務監査について	—
大阪府	公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について— 指定管理者制度を採用する施設を中心として —	—
兵庫県	流域下水道事業に関する財務事務について	—
奈良県	県営住宅に関する財務事務の執行について	—
和歌山県	情報システムに関する事務の執行について	—
鳥取県	子育て応援課及び女性活躍推進課が所管する子育て王国推進事業に関する財務事務の執行について	—
広島県	広島県土地開発公社・広島県道路公社・広島県住宅供給公社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	—

自治体名	包括外部監査のテーマ	評価
香川県	香川県が設置する施設のうち、病院及び県営住宅の管理・運営状況とそれに関連する事務	—
愛媛県	試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について	—
高知県	電気事業及び工業用水道事業に係る財務事務の執行及び経営管理について	—
福岡県	雇用労働施策に関する財務事務の執行について	—
佐賀県	債権管理に関する事務の執行について	—
長崎県	産業振興及びこれに関連する事業について	—
熊本県	県税の賦課徴収に関する事務執行について	—
宮崎県	債権の管理・回収に関する財務事務の執行について	—
鹿児島県	物品の取得、管理及び処分等について	—
沖縄県	貸付金(貸付金の管理・回収も含む)に関する財務事務の執行について	—
仙台市	病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について	—
さいたま市	教育に関する財務事務の執行について	—
横浜市	水道事業及び工業用水道事業について	—
新潟市	市税の賦課徴収に係る財務事務の執行及び管理の状況	—
静岡市	産業振興に関する施策に係る事務の執行について	—
浜松市	消防費に係る事務の執行について	—
京都市	市税に係る事務の執行について	—
大阪市	「子ども・子育て」にかかる事業の管理及び財務事務の執行について	—
堺市	区役所に関する事務・事業について	—
神戸市	委託料に係る財務事務の執行について	—
岡山市	防災及び危機管理の事業について	—
北九州市	防災のための危機管理に関する事務の執行について	—
熊本市	熊本市の交通事業について	—
函館市	函館市の空き地・空き家対策事業について	—
旭川市	指定管理者制度に関する事務の執行について	—
青森市	指定管理者制度導入施設に係る財務事務の執行について	—
盛岡市	病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について	—
八戸市	①出資団体の財務事務の執行及び経営管理について ②八戸市立図書館及び八戸市博物館にかかる財務事務の執行について	—
秋田市	子ども・子育て環境の充実に関する事業の執行について	—
郡山市	生活保護に係る事務の執行	—
いわき市	生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する事務の執行及び管理運営について	—
宇都宮市	宇都宮市保健所の事務の執行及び事業の管理について	—
前橋市	工事請負契約及び役務等業務契約に関する事務の執行について	—
高崎市	保健所に係る事務の執行について	—
川越市	上下水道局の財務事務の執行及び経営管理について	—
越谷市	学校教育に係る財務事務の執行及び事業の管理について	—
船橋市	経済部の事業の管理及び財務事務の執行について	—
八王子市	①「申請に対する処分について」取り分け、子ども、高齢者、障害者、その他の生活困窮者からの申請に対する処分を行う事業(市から一定のサービスを提供したり、給付金等の支出をする事業)の業務執行について ②「公益財団法人を活用した業務について」取り分け、自転車等駐車場における管理・運營業務について	—
横須賀市	水道事業及び下水道事業に関する事務の執行について	—
富山市	市税及び国民健康保険料に関する事務の執行について	—
金沢市	住環境施策に関する財務事務の執行について	—
豊橋市	水道事業・下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	—
岡崎市	防災に関する事業の執行について	—
豊田市	高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について	—
大津市	大津市一般会計及び特別会計の委託料(指定管理業者が実施する業務を含む。)に関する財務事務の執行について	—
豊中市	学校教育に係る財務事務の執行について	—
高槻市	インフラ施設を中心とする公共施設等に関する事務の執行について	—
枚方市	中核市への移行に伴う移譲事務(衛生に関する事務を中心として)について	—
八尾市	税務事務の執行について	—

自治体名	包括外部監査のテーマ	評価
東大阪市	東大阪市教育委員会の学校教育に係る財務に関する事務の執行について	—
西宮市	上下水道局が所管する水道、工業用水道、下水道に関する財務事務の執行及び経営に関する事業の管理	—
姫路市	保健所における財務事務等の執行について	—
和歌山市	窓口業務に関する財務事務について	—
呉市	公有財産に係る事務の執行及び管理について	—
福山市	教育委員会に関する財務事務の執行及び事業の管理について	—
倉敷市	生活保護における医療扶助・介護保険料の収納等・国民健康保険に関する事務の執行について	—
下関市	住環境の整備事業に係る事務の執行について	—
高松市	特別会計の財務事務の執行について	—
松山市	社会福祉事業に係る財務事務の執行及び事業の運営管理について	—
久留米市	補助金等に関する事務の執行について	—
長崎市	ごみ処理事業の事務の執行等について	—
大分市	住宅行政について	—
鹿児島市	水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	—
那覇市	市税の事務の執行について	—
東京都港区	観光振興に関する事業の財務事務の執行について	—
東京都町田市	防災に関する財務事務の執行について	—
滋賀県甲賀市	公の施設等の管理運営	—
山形県	流域下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について	改善要望
福島県	下水道事業の財務事務の執行及び事業の管理について	改善要望
富山県	職業能力開発事業に関する財務事務の執行及び管理について	改善要望
石川県	観光行政の財務事務の執行及び事業の管理について	改善要望
岡山県	公有財産の管理に関する事務の執行について	改善要望
徳島県	随意契約及び当該随意契約を含む事業について	改善要望
大分県	地場産業振興施策に係る事務の執行及び事業の管理について	改善要望
名古屋市	市立高等学校の管理・運営等に係る財務事務の執行について	改善要望
広島市	文化活動及び生涯学習に係る施設の管理運営等について	改善要望
長野市	市立公民館の管理運営について	改善要望
奈良市	観光行政に関する事務の執行について	改善要望
東京都荒川区	区立公園・児童遊園の維持管理等の執行状況について	改善要望

# 包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表(平成27年度)

自治体名	27年度監査テーマ	I	II	III	総合評価
		速さ	措置対応度	説明責任	
埼玉県	1 債権管理の財務に関する事務の執行について	A	A	A	A
岐阜県	1 指定管理者制度適用に関する公の施設に係る事務の執行	A	A	A	A
徳島県	1 過去の包括外部監査結果に対する措置状況の検証	A	A	A	A
札幌市	1 市税事務について	A	A	A	A
さいたま市	1 補助及び交付金に関する財務事務の執行	A	A	A	A
浜松市	1 道路インフラの整備・維持管理に関する事務の執行について	A	A	A	A
盛岡市	1 補助金等に関する事務の執行について	A	A	A	A
前橋市	1 高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について	A	A	A	A
川越市	1 ごみ処理事業及びリサイクル事業の事務の執行について	A	A	A	A
豊田市	1 情報システムに関する財務事務の執行について	A	A	A	A
豊中市	1 一般会計等における委託契約に係る事務の執行について	A	A	A	A
八尾市	1 市単費事業に関する事務の執行について	A	A	A	A
久留米市	1 外郭団体の財務に関する事務の執行について	A	A	A	A
那覇市	1 公有財産に係る財務事務の執行及び管理について	A	A	A	A
岐阜県羽島市	1 市単費事業に関する事務の執行について	A	A	A	A
青森県	1 青森県の専門的人財を育成するための施策及び出先機関における財務事務の執行について	B	A	A	A
秋田県	1 基金の運営と管理に係る財務事務	B	A	A	A
石川県	1 県税の賦課・徴収に係る財務事務の執行及び管理について	B	A	A	A
大阪府	1 福祉部を中心に「子ども施策」に関する事業の執行及び財務事務について － 児童虐待に関連する事業を重点に －	B	A	A	A
山口県	1 山口県における環境対策事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について	B	A	A	A
愛媛県	1 環境政策に関する事業の管理及び財務事務の施行について	B	A	A	A
	2 愛媛県の策定する諸計画及び許認可とそれらに関連する事務について				
相模原市	1 道路・橋りょう等の維持管理等に関する事務の執行について	B	A	A	A
越谷市	1 指定管理制度に係る財務の執行について	B	A	A	A
大津市	1 市税(市民税、固定資産税、その他)の賦課及び徴収事務の執行について	B	A	A	A
大分市	1 過去の包括外部監査に関する措置状況等について	B	A	A	A
東京都町田市	1 町田市の小学校・中学校等に関する財務事務等の執行について	B	A	A	A
東京都	1 教育庁の事業に関する事務の執行について	C	A	A	A
	2 生活文化局の事業に関する事務の執行について				
松山市	1 学校教育及び学校給食に係る財務事務の執行及び運営管理について	C	A	A	A
新潟県	1 高齢者福祉事業に係る財務事務の執行及び管理の状況	A	A	B	B
滋賀県	1 文化芸術・スポーツにかかる施設の財務事務の執行及び管理運営について	A	A	B	B
和歌山県	1 補助金等に関する事務の執行について	A	A	B	B
佐賀県	1 補助金に関する財務事務の執行について	A	A	B	B
大阪市	1 都市魅力の創造に関する財務事務の執行について	A	A	B	B
神戸市	1 高齢者福祉に関する事業	A	A	B	B
青森市	1 債権管理に関する事務の執行について	A	A	B	B
岐阜市	1 岐阜市の生活保護	A	A	B	B
高槻市	1 高齢者福祉に関する事務の執行について	A	A	B	B
枚方市	1 水道事業の事務の執行及び上下水道組織の統合に関する管理運営について	A	A	B	B
東京都荒川区	1 荒川総合スポーツセンターの管理運営について	A	A	B	B
山形県	1 出資等外郭団体の運営状況・財務事務について	A	B	B	B
静岡市	1 学校教育に関する事務の執行について	A	B	B	B
岩手県	1 特別会計(地方公営企業法適用事業に係るものを除く)に係る事務の執行及び事業の管理について	B	A	B	B
栃木県	1 県税の賦課徴収事務について	B	A	B	B
群馬県	1 県立病院の財務事務の執行及び経営に関わる事業の管理について	B	A	B	B
	1 県民利用施設の管理について				
	2 公益財団法人神奈川芸術文化財団(指定管理事業)				
3 公益社団法人青年海外協力協会・株式会社金港美装グループ(指定管理事業)					
富山県	1 保健・医療・福祉行政に関する事務事業の執行及び管理について	B	A	B	B

自治体名		27年度監査テーマ	I	II	III	総合評価
			速さ	措置対応度	説明責任	
長野県	1	森林税を中心とした森林整備事業に関する事務の執行について	B	A	B	B
愛知県	1	農林水産業振興施策に関する財務事務及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について	B	A	B	B
奈良県	1	奈良県の公教育に関する財務事務について	B	A	B	B
岡山県	1	委託料に関する財務事務の執行について	B	A	B	B
香川県	1	香川県の策定する諸計画及び許認可とそれらに関する事務	B	A	B	B
福岡県	1	農林水産業施策に係る財務事務の執行及び事業管理について	B	A	B	B
長崎県	1	指定管理者制度導入施設における管理者の選定、事務執行、及び管理運営について	B	A	B	B
大分県	1	試験研究機関について	B	A	B	B
川崎市	1	防災に関する事業についての事務	B	A	B	B
福岡市	1	市民利用施設の有効活用及び受益者負担のあり方について	B	A	B	B
旭川市	1	旭川市保健所に係わる事業の事務の執行について	B	A	B	B
船橋市	1	高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について	B	A	B	B
	2	公益財団法人船橋市福祉サービス公社の経営管理について				
下関市	1	産業振興施策に関する財務事務の執行について	B	A	B	B
宮崎県	1	農林水産関連事業に係る財産事務の執行及び管理の状況について	B	B	B	B
いわき市	1	外郭団体等の財務事務の執行及び経営管理について	B	B	B	B
三重県	1	外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	C	A	B	B
京都府	1	事務事業の外部委託の現状と今後について	C	A	B	B
鳥取県	1	県有財産(土地・建物)の管理に関する財務事務の執行について	C	A	B	B
高知県	1	私債権管理の適正化及び効率化について	C	A	B	B
東大阪市	1	高齢者保健福祉事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について	C	A	B	B
新潟市	1	市営住宅に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
堺市	1	産業振興施策に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
北九州市	1	市有財産(特に土地)の取得、管理、処分及び有効活用について	A	A	C	C
函館市	1	出資団体等に対する財務事務の執行及び管理の状況について	A	A	C	C
横須賀市	1	教育委員会の事業に関する事務の執行について	A	A	C	C
長野市	1	指定管理者制度の運用について	A	A	C	C
和歌山市	1	環境関連事業(ごみ処理事業及び下水道事業)について	A	A	C	C
東京都江東区	1	保健所に係る財務事務の執行について	A	A	C	C
宮崎市	1	子育て支援に関する財務の執行について	A	B	C	C
東京都大田区	1	指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について	A	C	C	C
福島県	1	保健福祉事業の財務事務の執行及び事業の管理について ～子ども・子育てに関する事業を中心として～	B	A	C	C
福井県	1	情報システムの財務に関する事務の執行について	B	A	C	C
兵庫県	1	兵庫県教育委員会所管の県立学校に関する財務事務の執行及び運営の管理について	B	A	C	C
島根県	1	県立病院の財務事務の執行及び事業の管理運営について	B	A	C	C
熊本県	1	出納局の業務について	B	A	C	C
秋田市	1	高齢者福祉事業・介護保険事業に関する事務の執行について	B	A	C	C
高崎市	1	教育施設(大学施設を除く)の管理運営に関する事務の執行について	B	A	C	C
豊橋市	1	産業振興に関する施策に係る事務の執行について	B	A	C	C
西宮市	1	行政財産の使用許可及び普通財産の貸付に関する事務事業について	B	A	C	C
宮城県	1	試験研究機関の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	B	B	C	C
静岡県	1	過去の包括外部監査の措置の状況について	B	C(A)	B	B
岡山市	1	幼稚園、保育園、小・中学校の事務、事業等	B	C	C	C
広島市	1	高齢者施策に関する事務の執行について	B	C	C	C
高知市	1	産業の振興に関する事務の執行について	B	C	C	C
北海道	1	地方公会計制度において連結財務書類の対象となる団体等及びこれらに係る北海道の財務及び経営について	C	A	C	C
広島県	1	農林水産局(農林水産事務所などを含む)の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	C	A	C	C
沖縄県	1	「沖縄21世紀農林水産業振興計画」に関連する事務の執行について	C	B	C	C
東京都港区	1	スポーツ推進及び文化芸術振興に関連する事業の財務事務の執行について	C	C	C	C
茨城県	1	商工労働部の財務事務及び関連団体の経営管理について	A	D	D	D
山梨県	1	地域産業資源等を用いた産業振興施策に係る事務の執行及び事業の管理について	A	D	D	D

自治体名	27年度監査テーマ		I	II	III	総合評価
			速さ	措置対応度	説明責任	
鹿児島県	1	鹿児島県の歳入に関する事務の執行について	A	D	D	D
郡山市	1	保育事業及び子育て支援センター等に関わる事務の執行について	A	D	D	D
金沢市	1	使用料及び手数料について	A	D	D	D
姫路市	1	一般会計における市税の賦課徴収、使用料及び手数料の徴収、分担金及び負担金の徴収並びにこれらの収入未済額の管理に関する事務等の執行について	A	D	D	D
倉敷市	1	倉敷市の人件費について	A	D	D	D
千葉県	1	千葉県立学校に係る事務の執行について	B	D	D	D
	2	公益財団法人千葉県消防協会における出版事業等に係る出納その他の事務の執行について				
仙台市	1	八木山動物公園に係る財務事務の執行と管理運営について	B	D	D	D
横浜市	1	公有財産(不動産)管理、運営等について	B	D	D	D
名古屋市	1	病院事業の財務事務の執行等について	B	D	D	D
京都市	1	都市計画局の施策及び財務に関する事務について(関連施設・外郭団体の運営管理を含む)	B	D	D	D
熊本市	1	市税(市民税、固定資産税等)に関する財務事務の執行について	B	D	D	D
宇都宮市	1	土地区画整理事業に関する事務の執行について	B	D	D	D
柏市	1	臨時職員の活用や業務の外部化を中心とする物件費等の執行状況について	B	D	D	D
富山市	1	富山市教育委員会の財務事務の執行及び所管の財政援助団体について	B	D	D	D
岡崎市	1	障がい者福祉事業及び高齢者福祉事業に関する事務の執行について	B	D	D	D
福山市	1	出資団体の財務に関する事務の執行について	B	D	D	D
千葉市	1	千葉市が実施する廃棄物対策事業(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)に係る事務の執行について	C	D	D	D
尼崎市	1	債権管理事務について	C	D	D	D
奈良市	1	人件費に関する事務の執行について	C	D	D	D
高松市	1	情報システムに関する事務の執行について	C	D	D	D
長崎市	1	市営住宅の管理運営及び有効活用について	C	D	D	D
八王子市	1	八王子市における土地管理(公物を含む)についての条例等の定めと、私人による取得時効が問題となる占拠状況及びその対応に関する事務の執行について	E	E	E	E
	2	八王子市における債権管理についての条例等の定めと、消滅時効をめぐる事務の執行について				
鹿児島市	1	鹿児島市の人件費に関する事務の執行状況	E	E	E	E



平成29年度包括外部監査の評価表(対象自治体：青森県)

監査人氏名	宮下 宗久	監査人資格	公認会計士	報告書ページ数	報告書 198頁 概要書13頁
監査テーマ	雇用確保のための労働人口流出対策関連の施策及び事業の事務の執行について			委託報酬額 12,879,000円	
監査対象等	<p>1 労働力人口の流出抑止、流入の促進の効果を期待される事業13件 内訳は、商工労働部(地域産業課、労政・能力開発課)5事業、教育庁(学校教育課)1事業、総務部(総務学事課)1事業、県土整備部(監理課)1事業、企画政策部(地域活力振興課、広報広聴課)5事業。</p> <p>2 成長産業など魅力ある仕事づくりの事業20件 内訳は、農林水産部(農林水産政策課、総合販売戦略課)2事業、商工労働部(新産業創造課、産業立地推進課、地域産業課、労政・能力開発課、商工政策課)17事業、三八地域県民局(地域連携部)1事業。</p> <p>3 女性の雇用環境、若者の定着率の向上に関する事業4件 内訳は、商工労働部(労政・能力開発課)2事業、県土整備部(監理課)1事業、環境生活部(青少年・男女共同参画課)1事業。</p>				
対象選定の理由	<p>青森県では推計人口の減少が続いており、消滅可能性都市の割合が87.5%(全国2番目の高さ)と指摘された。人口減少問題は県の非常に重要な課題であり、これを監査テーマとすることは、県の現在・将来を考えるうえで有用と考えた。その中で、</p> <p>1 青森県は基本計画の中で人口減少問題を最重要テーマとして掲げている。</p> <p>2 若者の県外流出が止まらず、労働力人口の減少により人で不足に陥っている。</p> <p>3 まち・ひと・しごと創生法が制定され、地方創生の動きが広がっている。</p> <p>の理由により、特に労働力人口に絞って監査テーマを選定した。</p>				
監査の視点	<p>本テーマでは、監査対象となる施策が、問題の解決・改善に向けて有効に機能しているかという点が一番の関心事と考え、特に、いわゆる3E監査に力点を置いて監査した。</p> <p>1 事業の有効性の面では、①事業目的の明確性、②事業目的に整合する成果指標設定の有無、③手法・実施内容が効果的か、④活動と効果の因果関係を分析しているか、⑤成果がないのに継続している事業はないか、⑥社会情勢の変化に対応して事業内容が見直されているか、⑦補助金は目的に適合する形で使われているか。</p> <p>2 事業の経済性・効率性の面では、①積算見積りの適切性、②委託事業における金額低減努力の有無、③事務執行上の経済性・効率性追求の有無、④他事業との重複や無理な細分化の有無、⑤他部署との連携・情報共有が図られているか、⑥費用対効果を分析しているか。</p> <p>3 事業の法規性の面では、①事務手続が法令等に準拠しているか、②補助金の対象範囲・対象金額に間違いはないか、③委託事業等の契約が県財務規則に沿って行われているか、④予算執行の承認・検査確認は正しく行われているか、⑤予算・決算数値は正しいか、⑥国への報告事務、市町村からの報告事務に誤りはないか、⑦事務執行が関連する法令等に準拠しているか。</p>				

<p>監査報告書の概要</p>	<p>報告書は、①人口減少克服関連施策の概要(「創生法」と県の「総合戦略」、県人口の現状と長期ビジョン、県の自己点検結果等)を説明し(20頁)、②外部監査の結果意見の総論を述べ(17頁)、③個別事業についての監査結果と意見を記述する(152頁)。「総論」は個別事業の監査結果をフィードバックして要点別にまとめ、問題点に関する詳細な一般意見が述べられている。監査範囲の決定と対象事業の選定の基準と、監査手順については、わかりやすい説明が付されている。</p> <p>一般意見の内訳は、①事業目標の設定について3件(⑦事業成果指標を&lt;実現すべき成果&gt;をもとに設定すべきこと、④事業目的に沿った成果指標を設定すべきこと、⑦低すぎない成果指標を設定すべきこと)、②目標達成の検証と改善取組みについて3件(④事業成果を統計データをもとに分析すべきこと、④統計データを事業に生かすプロセスが不十分であること、⑦PDCAサイクルを加速すべきこと)、③いわゆるEBPM(「証拠に基づく政策立案」)について1件(④データに依拠した政策立案をすべきこと)、である。ただし、これらは報告書中では「監査意見」としては扱われていない。</p> <p>総論ではまた、個別事業について付された指摘・意見を、①事業の経済性・効率性・有効性(指摘2件、意見38件)、②事業の事務執行上の誤り(指摘12件・意見16件)に分類して説明している。そして①については⑦企業における人手不足対策へのスピーディな対応、④企業誘致政策の効果検証とターゲット先、⑦若者人口流出対策、④一者随意契約の合理性、についても意見を述べ、②については⑦完了検査等の確認不十分(指摘6件・意見4件)、④仕様書等の内容不明確(指摘1件・意見5件)、⑦ルール整備が必要なもの(指摘2件・意見6件)、④決算節別集計表不正確(指摘3件・意見1件)、に分類して説明している。</p> <p>指摘事項(17件)と意見(55件)指摘はすべて個別事業について付されている。3Eの観点からの指摘・意見を付された事業は25事業、合規性の観点からの指摘・意見を付された事業は20事業で、12事業において両面からの指摘・意見が付され、対象37事業中の33事業になんらかの指摘・意見が付されている。抽出事項のなかった担当課は存しない。3事業では抽出事項が5件を超えている(プロフェッショナル人材戦略地点運営事業につき意見5、青森ライフイノベーション戦略ステップアップ推進事業につき指摘2・意見5、子育て女性の就職応援事業につき意見5)。特に抽出事項が多いのは、&lt;事業設計や成果指標の不備のために事業効果が上がっていない&gt;点に着目した意見であり、こうした監査結果が前記の総論意見に反映している。</p>
<p>監査に対する評価</p>	<p>優秀賞</p>
<p>コメント</p>	<p>「労働力人口の減少」という青森県にとっての重要課題(同じ問題に悩む県は全国に多数あるはずであるが)を対象にとりあげ、&lt;施策が有効に機能しているか&gt;&lt;有効に機能させるために何を改善すべきか&gt;に最大の重点を置いた、熱意のある監査である。</p> <p>報告書中で基本的視座、監査手順が明示されており、監査対象についての監査人の関心の所在が明瞭に示されており、監査の視座としては、PDCAサイクルとEBPM(証拠に基づく政策立案)が特に強調されている。</p> <p>個別事業において抽出した問題点と指摘・意見を問題点の性格ごとに分類して総論的な説明を行い、さらにそれをフィードバックして7項目の&lt;総論意見&gt;というべきものに結び付けていて、県の施策の問題点の所在が非常に明瞭にわかりやすく示されている。この&lt;総論意見&gt;は、一般的ではあるが非常に詳細で示唆に富んでおり、報告書中で「意見」として取り扱われていないのが惜まれる高レベルのものである。</p> <p>監査は精力的で、抽出事項は対象37事業中の33事業に何らかの抽出事項がある。監査の重点は有効性、経済性・効率性、合理性に置かれているが、問題点の抽出は多彩な角度からなされており、事務執行の合規性の観点からの監査も十分に行われている。</p> <p>抽出された問題点の説明は詳細で合理的、それにもとづく指摘・意見はいずれもきわめて直截かつ具体的で、説得力がある。指摘・意見は事業運営のあり方そのものに係るものをも多数含んでおり、活用性が高い。</p> <p>近時、成果面からの行政施策の検証を重視し、明確な事業目的とそれに整合する成果指標設定を求める監査報告が増えつつあり、&lt;良い監査&gt;と云うための条件の一つと言えるほどになってきている。本監査は、その点を特に強調したことに加えて、EBPM(「証拠に基づく政策立案」)の観点を提起し、データに依拠した政策立案をすべきことを求めた点で、竿頭さらに一歩を進めたものと評価できる。</p> <p>明確な視点に立ち、緻密で活用度の高い、優れた監査である。県は、この監査報告をぜひ、(指摘・意見に対する措置にとどまらず、&lt;総論意見&gt;部分をも施策実行についての重要提言として受け止めて)積極的に活用してほしい。</p>

平成29年度包括外部監査の評価表(対象自治体：埼玉県)

監査人氏名	土屋 文実男	監査人資格	公認会計士	報告書ページ数	報告書362頁 概要書1頁
監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行及び事業の管理について			委託報酬額 19,000,000円	
監査対象等	企画財政部、総務部、県民生活部、危機管理防災部、環境部、福祉部、産業労働部、県土整備部、都市整備部、病院局、下水道局、教育局、警察本部の情報システム				
対象選定の理由	<p>1 県民の利便性の向上 情報通信技術の進展に伴い県内部の情報を業務処理するだけでなく、外部に向けて新たな情報システムの役割が必要とされている。</p> <p>2 行財政改革との関係 厳しい財政状況の中で情報システム関連の開発及び運用経費の負担を軽減する観点から、効率的な開発や運用経費の削減が期待される。</p> <p>3 情報の取り扱いの重要性 ICT(Information and Communication Technology)の利用により個人情報をはじめとする様々な情報が県に集積され、電子媒体として保存されている情報を中心にIT業務継続計画(ICT-BCP)の策定・運用が重要となる</p> <p>4 埼玉県IT推進アクションプラン2014-2016 本プランは「埼玉県5か年計画―安心・成長・自立自尊の埼玉へ―」の部門計画として、県のIT政策の基本的方向を示し、関連施策を体系的に整理した総合的な行動計画である。</p>				
監査の視点	<p>1 情報システム投資の計画から実施まで法令・規則に従い、適正に行われているか、また、経済的合理性を有するか。</p> <p>2 情報システムの運営管理が、法令・規則に従い、適切に行われているか、また、経済的・効率的な運営に努めているか。</p> <p>3 情報セキュリティ及び「埼玉県情報システムに関する業務継続計画(埼玉県ICT-BCP)」が適切に実施されているか。</p> <p>4 「埼玉県IT推進アクションプラン2014-2016」に従い施策遂行に努めているか。</p>				
監査報告書の概要	<p>H28年度までに発生したシステム開発・改修費用の大きなもの20件、同年度までに発生した維持管理費の大きなもの20件を抽出。システム管理台帳に登録されていないが金額的に重要な埼玉県自治体情報セキュリティクラウド、システム管理台帳に登録しない警察本部は運転者管理システムを追加、「システム開発・改修費用」・「維持管理費」の金額が大きな情報システムの順に、以下の情報システムを監査の対象とした。</p> <p>①県立がんセンター医療情報システム、②県税務システム、③県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム、④教務事務システム、⑤住民基本台帳ネットワークシステム、⑥県立小児医療センター医療情報システム、⑦業務システム(文書管理・財務会計・旅費システム)、⑧ホームページ管理システム、⑨総合リハビリテーションセンター情報システム、⑩総務事務システム、⑪宅地建物取引業免許事務等処理システム、⑫県立がんセンター画像情報システム、⑬教職員人事給与情報システム、⑭アメネットさいたま、⑮県電子入札共同システム、⑯災害オペレーション支援システム、⑰住宅総合管理システム(JSR)、⑱業者情報管理システム、⑲大気汚染常時監視システム、⑳映像データベースシステム、㉑県庁LANシステム、㉒県自治体情報セキュリティクラウド、㉓県立学校間ネットワークシステム、㉔クラウド型統合サーバーシステム、㉕県営協議事務所トータルセータシステム、㉖県立精神医療センター医療情報システム、㉗県立学校総務事務システム、㉘統一河川情報システム、㉙総合教育センターICT教育支援システム、㉚運転者管理システム</p> <p>監査人はこれらの各システムについて監査の視点に従い個別に点検を行ない、情報システムに共通する問題点のほか、個別システムごとの問題点を明らかにし、2件の指摘と56件の意見を述べる。</p>				

監査に対する 評価	優秀賞
コ メ ン ト	<p>         県の内部統制指針のマニュアルを確認のうえ丹念に監査を行い、情報システム共通の問題として、①企画・予算化、②調達、③開発・導入、④運用・保守、⑤再利用・廃棄の各段階のライフサイクルコストを考慮し進めるべきだが、当初の段階での検討が不十分であるとしている。システム契約は、導入後の保守・改修等はシステム開発業者の特命随意契約になることが多く後のコストが割高になる傾向があること等をふまえ、分離調達が可能であればこれを行い、分離調達の実現が不可能であれば、調達時に(運用を含めた)総合評価方式を採用して契約をするよう改善意見が述べられている。システムの開発から保守・改修契約に関する問題はどの地方自治体にも共通しており、財政支出にも直結する問題なので、県の検討・改善を期待したい。       </p> <p>         また、監査人は情報システムの運用期間中であるにもかかわらず開発や改修時の重要書類が保管されていないことを指摘している。情報システムに限らず、運用中の事業に関する文書の管理・保管のあり方は将来の自治体行政に大きな影響を与える問題であり、県は速やかに運用を改めるなどの改善が必要である。       </p> <p>         個別の情報システムに関してもいずれも丁寧に点検がなされており、情報セキュリティ対策を含め個別のシステムが抱える問題点を明らかにし具体的な意見が付されている。内容のある報告書で監査人の努力に敬意を表したい。       </p> <p>         内容は充実した報告書ではあるが、残念ながら読みやすさの点はいまひとつである。読み手が理解しやすいよう構成・体裁等をもう少し工夫してほしいところである。       </p> <p>         それでも本報告書の内容はすべての自治体に共通する問題であること、指摘や意見の内容も現状をふまえ実現可能性の高い具体的なものが多い。他の自治体も積極的に活用していただきたい。       </p>

平成29年度包括外部監査の評価表(対象自治体：札幌市)

監査人氏名	米屋 佳史	監査人資格	弁護士	報告書ページ数	報告書337頁 概要書29頁
監査テーマ	教育委員会及び市立学校における財務事務の執行について			委託報酬額 17,000,000円	
監査対象等	教育委員会事務局のうち、生涯学習部、学校教育部、市立学校(幼稚園を除く)。市立学校については、小学校10校(全203校)、中学校10校(全99校)、中等教育学校1校(全1校)、高等学校2校(全7校)、特別支援学校1校(全5校)の計23校を往査。				
対象選定の理由	<p>1 市は最上位の総合計画「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を掲げ、H28度はその中期実施計画の本格予算が編成された最初の年度。</p> <p>2 「雇用を生み出す力強い街」「女性が輝き子どもたちが健やかに育つ街」「いつまでも安心して暮らせる街」「魅力と活力にあふれた暮らしやすい街」という4方針の下、未来への投資となる事業・取組が積極的に盛り込まれ、学校環境の整備、教育内容等の拡充も含まれている。</p> <p>3 H28度市決算では、教育費は約423億円で、一般会計歳出総額約9139億円の4.6%相当を占める。</p> <p>4 教育事業は、将来の社会の担い手を育成するもので極めて重要な意義を有する。</p> <p>5 一方、少子高齢化による児童・生徒減少、法制度改正、情報機器を活用した教育方法の展開等の大きな変化で教育環境に大きな影響がある。また教員の長時間労働、いじめ・体罰、子どもの貧困等、困難な課題も多数存在する。</p> <p>6 厳しい財政事情の下、諸課題を解決方向に導き、児童・生徒に最適な教育の機会と実質を提供することは、市納税者全体の関心事。</p> <p>7 市において、これまで教育事業が包括外部監査の対象となることがない。</p>				
監査の視点	<p>1 教育委員会及び市立学校における財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に処理されているか。</p> <p>2 教育委員会及び市立学校における財務事務の執行が、いわゆる3E(経済性・効率性・有効性)の観点から、適正に実施されているか。</p>				
監査報告書の概要	<p>1市人口195万人(H21年以来減少)、児童・生徒数:小学校89,616人、中学校46,721人、中等教育校640人、高等学校44,774人、特別支援学校1,825人(H28年5月現在)</p> <p>2 教育委員会制度の意義(必要性)、住民の意向を踏まえるレイマンコントロールと首長からの相対的独立、合議制、教育委員、そしてH26年「基本計画」とアクションプランを述べ、教育委の事務、学校、そして事業の現状を財務データを含めて詳しく述べ、結果と意見を表化して紹介する。</p> <p>そして緊急課題として、まず教員の過重労働問題を分析し、解決の方向性をいう。さらに、生徒の貧困と公教育について全国の市と比較もし、指摘と意見を述べる。(約117頁)</p> <p>3 続いて各論として教育委事務局の生涯学習部と学校徴収金のあり方、事務の負担、未納、会計の透明化と公平化をいう。</p> <p>4 また個別の学校に対してアンケートを実施し、23校を往査し、文書や会計も個別点検し、運営費、現金、物品、学校徴収金を逐一点検する。①学校予算、②現金、③備品・物品、④学校図書、⑤その他支出負担行為、⑥学校徴収金(私費会計)、⑦会計事務の内部監査、⑧手続、⑨会計記録、⑩還付手続き、⑪寄付、⑫会計検査、⑬決算、⑭その他について個別に詳しく指摘・意見をいう。(約164頁)</p> <p>5 これらの指摘・意見は摘要整理表(全24頁)に整理されている。</p>				

<p>監査に対する 評価</p>	<p>優秀賞</p>
<p>コ メ ン ト</p>	<p>教育委員会と選定した一部の小中校の点検であるが、多くの対象から抜きとり点検をしている。この監査から一定の対象と項目だけでも丁寧にすれば莫大な指摘・意見ができる状況があることがわかる。</p> <p>「監査の結果及び意見」については、まず総括と一覧表を作成し、続けて各論を掲載している。</p> <p>学校教育の緊急問題として教職員の過重労働問題と児童・生徒の貧困と公教育について、援助制度、相談事業、隣接職種の活用など意見を述べているのは、現在の社会問題となっている点もよく理解しており良い。但し、現場教員、貧困の実態、現場意見の調査があればもっと説得力をもち、意見ではなく指摘にすることが出来よう。</p> <p>一覧表は、そのジャンルを大・中・小項目で分類化、指摘・意見の摘要、区分、本文該当頁まで詳しく整理されていてわかりやすい。</p> <p>そして個別各論は、それぞれ①事実関係の概要、②監査の着眼点、③監査の方法、④監査の結果の順で構成し、詳しい調査結果の上で指摘・意見を区分してわかりやすく記載している。各学校の点検は、1校ずつ備品、薬品、図書等も整理して表化しており、改善すべき点が一目瞭然となっている。この事例ごとの監査対象、チェック項目、改善点は、関係部課・学校に共通の点があることは明らかでパラレルに視ることができ応用性も高い。</p> <p>本年の同テーマの監査の中では抜きん出た報告である。</p> <p>この監査テーマ・対象での充実した監査は、その視点、手法、実践とも今後の参考になるし、教育委や対象校ならずとも他の課や全校で同様の点検をして活用することが求められる。</p>

## 監査対象事項分類表(平成29年度)

対 象 分 類		自 治 体 名
1	税・国保料・収入金・手数料	岩手県、熊本県、○千葉市、○川崎市、新潟市、京都市、富山市、八尾市、倉敷市、那覇市
2	財産管理(物品・現金・基金)	鹿児島県
3	不動産・施設管理 施設(スポーツ・文化・図書館・福祉・公園・動物園)、指定管理者	北海道、栃木県、○群馬県、大阪府、岡山県、広島市、旭川市、青森市、八戸市(2)、八王子市(2)、長野市、高槻市、呉市、東京都荒川区、滋賀県甲賀市
4	債権・債務 (貸付金・未収金・資金・債権管理・地方債・借入金・債務保証・損失補償)	佐賀県、宮崎県、沖縄県、○柏市
5	医療・保健(病院・保健所)	香川県、仙台市、盛岡市、宇都宮市、高崎市、姫路市
6	教育 (学校(幼・小・中・高・大)、教育委員会・学校給食、保育園等)	神奈川県、新潟県、富山県、福井県、○山口県、○札幌市、さいたま市、名古屋市、越谷市、豊中市、東大阪市、福山市、○東京都大田区
7	試験研究機関	愛媛県
8	部局・出先機関	○東京都、堺市、船橋市
9 公 営 事 業	公営事業(特別会計を含む)	
	I 上下水道・農工業用水	山形県、福島県、○岐阜県、兵庫県、高知県、横浜市、川崎市、横須賀市、豊橋市、西宮市、鹿児島市
	II 交通・道路・港湾・河川	茨城県、富山県、横浜市、船橋市、東京都江東区
	III 農林水産・土地改良	三重県、熊本市
	IV 産業振興・市場・観光・まちづくり	石川県、長崎県、大分県、静岡市、函館市、金沢市、奈良市、下関市、東京都港区
	V 環境・ごみ・清掃・衛生	大阪府、札幌市、豊橋市
	VI 住宅	○東京都、長崎市
	VII 公営ギャンブル	
	VIII 土地区画整理事業	
IX 電気・ガス事業	高知県	

10	特別会計	高松市
11	外郭団体 (公社・財団・社団・社会福祉・ 出資法人・第三セクター・株式会 社)	○東京都、○京都府、広島県、○相模原市、 八戸市(1)、八王子市(2)
12	補助金・寄付金・負担金・交付金	○宮城県、千葉県、山梨県、久留米市
13	契約・入札・請負・委託	○滋賀県、徳島県、神戸市、前橋市、大津市、 ○尼崎市
14	人件費、福利厚生、職場環境	
15	議会・政務活動費	
16	情報システム	◎埼玉県、和歌山県、○福岡市
17 社 会 福 祉	I 生活保護・自立支援・就労支援	郡山市、八王子市(1)、倉敷市、○高知市、 ○佐世保市、○宮崎市
	II 子育て・保育園等・児童・高齢 者・障害者・介護・人口対策	秋田県、茨城県、長野県、大阪市、秋田市、八王 子市(1)、○岐阜市、豊田市、倉敷市、松山市
	III 雇用施策	福岡県
	IV 人口対策	◎青森県、鳥取県
18	消防・警察	浜松市
19	過年度外部監査に対する自治体 の措置状況	
20	防災・危機管理・安全	静岡県、愛知県、岡山市、北九州市、岡崎市、 ○東京都江東区、東京都町田市
21 そ の 他	I 広報	○島根県
	II スポーツ・芸術振興	いわき市
	III 中核市移行に伴う移譲事務	枚方市
	IV 窓口業務	和歌山市

※本年は昨年から、少し分類型を変えた。

※太字は、優秀賞・活用賞のもの（優秀賞には◎、活用賞には○をした）

※上記分類は、形式的なテーマ名にはこだわらず、実質的に他の分野に関連するものは該当する分野にも表示している



## ◆包括外部監査の活用10箇条◆

### 1. まず包括外部監査を以下「料理」に例え、比喩的にコメントします。

- ①店（都道府県市町村区122店）捜せば出てくる 美味しい料理（2885品）
- ②メニューと調理法 学べぬものなし（テーマと検討、対処法は多種多様）
- ③材料吟味と味付け（あなたの頭と足で）
- ④おいしさは第1に真実せまるもの（事実調査度）
- ⑤おいしさは第2に行政意義をただすもの（有効性）
- ⑥おいしさは第3にルールの特検度（適法性）
- ⑦おいしさは第4に喜ぶ市民と程度（効率性）
- ⑧安くておいしい これぞ醍醐味（経済性）
- ⑨見た目も食べたくなるもの（判りやすさと取り組みやすさ）
- ⑩我が家の料理に活かせるもの（我が自治体への活用度）

### 2. 難しい報告書の易しい読み方・・・（報告書入手：DVD-ROMと自治体のホームページ）

- ①関心のあるテーマのものから読む
- ②近い（市町村・都道府県と自治体規模）ものから読む
- ③知っている類似問題を探そう
- ④対象をめぐる法と条例、規則は？ その法の目的は？
- ⑤対象の行政はどういう手続をとっているか（必要か）
- ⑥監査人はどこが悪いとっているか
- ⑦監査人はどうすればよいと指摘したり、意見を述べたりしているか
- ⑧監査人の具体的な指摘・提言でよくなるか考えよう
- ⑨監査人はどんな調査（検査）で述べているか、自分で調べるために
- ⑩読んで判らず、聞いても判らぬものは、無理に読む価値もない

### 3. 監査報告書の活用法（市民編・・・課題）

- ①改善を求めた指摘・意見はどう対応措置されたか聞き視て調べよう
- ②解決していないものは今後の追加措置を要望しよう
- ③違法・不当で自治体への損害回復は必要ないか調べよう
- ④不明な点は情報公開で追加調査しよう
- ⑤住民監査や住民訴訟に使えるか検討しよう
- ⑥他の自治体の指摘点は我自治体でもあるのではとマネして調べよう
- ⑦調べて④→③→⑤の順でやる価値があればやってみよう
- ⑧自治体の未来へ活かす方法は必ずある
- ⑨マニフェスト（政権公約）化へ求める方法はないか
- ⑩自治体を学ぶ市民の実践テキストにしよう

### 4. 監査報告書の活用法（議員編）

- ①監査報告への勉強・質疑（監査人と行政へ）
- ②類似テーマ監査のアクセス（通信簿も入手）
- ③行政課題と問題的把握の速習法（3Eや適法性）
- ④必要テーマへ調査研究費を使う
- ⑤マニフェスト（公約）「事業仕分け」に使えるものを捜す
- ⑥市民・業者の不当な要求にこういう辛口意見もあると教え、牽制する
- ⑦補助金、委託契約、援助団体に「気」をつける
- ⑧不当な既得権に加担、近寄らぬ信号にする
- ⑨財政の根拠と共に自治体改革（地方主権・地方分権）の未来を語ろう
- ⑩学んだ正しいことは自分の意見として有権者へ話そう

## 外部監査制度のあらまし

	包括外部監査	個別外部監査
趣旨	①地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化 「独立性」は契約によることで担保 「専門性」は弁護士、公認会計士等と契約することで担保 ②地方公共団体の監視機能に対する住民の信頼性の向上	
特徴	外部の専門家との契約にもとづく監査 ・財務監査の外部化【法で義務づけ】 ・財務援助団体等に対する監査の外部化【条例により導入】 対象団体 ①県が財政的援助を与えている団体 ②県が出資しているもので政令で定める団体 ③県が借入金の元金または利子の支払いを保証している団体 ④県が受益権を有する信託で政令で定める団体 ⑤県が公の施設の管理を委託している団体	・請求・要求に基づく監査の外部化【条例により導入】 ①有権者の50分の1以上の署名による事務監査請求 ②議会からの監査の請求 ③長からの監査の請求 ④長からの財政援助団体等の監査の要求 ⑤住民からの監査の請求 ※①～④について外部監査によるか否かは監査委員の意見を踏まえ議会が判断 ⑤については監査委員が判断
適用団体	都道府県、政令指定都市、中核市(人口30万以上)→法で義務づけ 他の地方公共団体(市町村) →条例で定めた会計年度について導入	全地方公共団体→条例により導入
外部監査契約		
相手方	自然人1人に限る 弁護士、公認会計士、会計検査院・監査委員OB等、(必要と認めるときは)税理士	
締結時期	毎会計年度当初	請求・要求の都度
終期	当該年度末(法定)	個々の契約で決定
内容	地方自治法 第2条14項(住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果) 15項(組織および運営の合理化、規模の適正化) の趣旨を達成するための監査と結果報告 ※最低1回は義務付け	請求・要求にかかる事項の監査と結果報告
監査対象	外部監査人が自らの見識に基づき選定したテーマ	外部監査によることを請求・要求されたテーマ
議決	必要	必要(包括外部監査人と契約する場合は不要)
制限	同一人と連続契約するのは3回まで	
補助者	予め監査委員と協議し、補助者を使用できる	
関係人調査	予め監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることもできる	

平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、  
 (1)包括外部監査人による、①普通会計の財政健全化調査、②公営企業会計の経営健全化調査、③財政健全化団体・財政再生団体・経営健全化団体の監査、  
 (2)個別外部監査人による財政健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画に対する長の要求による監査も導入されている。

## 【正誤表】

177頁

神戸市

総合評価 【旧】A → 【新】B

168頁

静岡県評価

【旧】

自治体名	監査人氏名	27年度監査テーマ		
静岡県	杉原 賢一	1	過去の包括外部監査の措置の状況について	
H21. 7～現在首長:	川勝 平太			
措置	監査結果:指摘(結果) 18/意見 66 ①(公表日 平成29年1月6日) 27年度分監査 26頁(指摘 18/意見 34)			
コメント	監査テーマが措置状況についてのものであったこともあり、措置状況の説明が格段に具体的になった。措置の完了(予定)時期を明示したことも評価できる。ただし、措置公表が一度きりであることは改善されておらず、未措置の指摘・意見事項についての追加公表をすべきである。 なお、報告書において「※」が付せられた意見(措置の制度を構築するにあたって考えなければならない事項であり、監査の対象となった部局が直接対応すべき事項ではない、とされたもの)については特段の措置はされていない。			
評価	I. 速さ B	II. 措置対応度 C	III. 説明責任 C	総合評価 C

↓

【新】

自治体名	監査人氏名	27年度監査テーマ		
静岡県	杉原 賢一	1	過去の包括外部監査の措置の状況について	
H21. 7～現在首長:	川勝 平太			
措置	監査結果:指摘(結果) 18/意見 66 ①(公表日 平成29年1月6日) 27年度分監査 26頁(指摘 18/意見 34(66))			
コメント	監査テーマが措置状況についてのものであったこともあり、措置状況の説明が格段に具体的になった。措置の完了(予定)時期を明示したことも評価できる。ただし、措置公表が一度きりであることは改善されておらず、未措置の指摘・意見事項についての追加公表をすべきである。 なお、報告書において「※」が付せられた意見(措置の制度を構築するにあたって考えなければならない事項であり、監査の対象となった部局が直接対応すべき事項ではない、とされたもの)については、特段の措置がとられていないように読めた。この点に関する県の説明は、「※」意見は総論的意見に関するものであり、それらに対する措置は「措置の制度全般に関する事項」の回答に内包されているとのことだったため、結果的には措置対応がすべてなされていたと判断する。しかし、措置報告書から一見してすべてに対応していると分からなければ、結果的に記載されているにもかかわらず、説明責任を果たしているとはいえない。「※」意見についても、監査報告書該当ページを明記するなどして、対応関係が分かるように工夫されたい。			
評価	I. 速さ B	II. 措置対応度 C (A)	III. 説明責任 B	総合評価 B

219頁

静岡県評価

【旧】C → 【新】B

266頁

静岡県評価

【旧】IB IIC IIIC 総合C → 【新】IB IIC(A) IIIB 総合B